

臨床実習に関する包括同意のご案内

当院は教育施設として医学生の臨床実習をおこなっています。これまでは、医学生が診察、手術等を見学、診療に参加させていただくことを患者さんには病院内の掲示による説明で同意をいただいていた。今後は書面で同意の有無を確認することが必要になりましたので、ご協力をお願い申し上げます。



医学生にとって臨床実習を通して診療に参加することは必要不可欠です。臨床実習を行う医学部4・5・6年生は、全国で統一された試験に合格し、スチューデント・ドクター（学生医師）として認定を受けています。



スチューデント・ドクターは指導医の指導または監督下で、実施を認められた医行為のみを行います。しかし、患者さんの健康ないしプライバシーを損なうような事象が発生した場合には、病院長、医学部長の責任で適切に対応します。



スチューデント・ドクターが侵襲のある医行為（例：静脈採血、胃管挿入、縫合）を行う際は、別途個別同意のご説明とご同意をとらせていただきます。



担当以外のスチューデント・ドクターないし資格取得前の医学生（医学部1・2・3年生）が見学すること及び担当のスチューデント・ドクターが診療の途中で交代する事が有ります。



臨床実習にご協力いただくことを同意された後でも、同意の取り消しを申し出いただくことは可能です。そのことによって、その後の診療などに不利益を被ることはありませんので遠慮なくお申し出ください。



スチューデント・ドクターに関する質問は、担当医師にお申し出ください。

